

# 「川口ダム自然エネルギーミュージアム」 コンテンツリニューアル業務仕様書

## 1 業務の目的

徳島県企業局では、「発電と環境への関わり」や「科学技術における一步先の未来」への関心を高め、自然エネルギー普及促進と次代の技術者育成を図るため、企業局川口庁舎1階に「川口ダム自然エネルギーミュージアム」を整備している。

令和8年7月に「川口ダム自然エネルギーミュージアム」が開館10周年を迎えることを機に、施設全体のコンテンツをリニューアルし、更なる魅力度向上を図るとともに、入館者数の増加により地域のにぎわいを創出する。

## 2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

## 3 リニューアルオープン時期（予定）

令和8年秋（11月頃）

## 4 施設の概要

### (1) 所在地

徳島県那賀郡那賀町吉野字イヤ谷72-1 徳島県企業局川口庁舎1階

### (2) 面積

敷地面積 808.63㎡

施設面積 約260㎡（1階部分）

### (3) 休館日

毎週月曜日（祝日の場合は翌日、学校の長期休暇期間を除く）

年末年始（12月29日から1月1日まで）

### (4) 開館時間

9時30分から16時30分まで

### (5) 入館料

無料

## 5 展示室等の概要（現況）

### (1) 映像展示室

#### ア 室内寸法

約90㎡（約10m×約9m 天井高さ：約2.5m）

#### イ 現行の展示内容

プロジェクターによる映像展示「お絵かきスマートタウン」

（同時体験人数：最大約40人）

#### ウ 投影時間

毎日の午前9時30分から午後4時30分までの7時間  
投影の時間外及び施設の休館日は、投影システムを停止

エ 設備機器

- (ア) スクリーン
- (イ) ハードウェア  
(内訳)  
コンテンツPC (運用1台、予備2台)  
センサーPC (運用1台、予備1台) 及びセンサー (1台)  
スキャンPC (運用1台、予備1台) 及びスキャナ (1台)  
ペーパークラフトPC (運用1台、予備1台)  
プリンター (1台)  
ペーパークラフトスキャナ (運用1台、予備1台)  
プロジェクター (運用2台、予備2台) 及び保持器 (2台)  
音声増幅器 (1台) 及びスピーカー (2台)  
ネットワーク機器 (1式)  
保守用モニタ及びキーボード (1組)
- (ウ) 什器 (机、椅子、収納棚)
- (エ) LEDパネル (3台)

(2) 環境学習室

ア 室内寸法

約76㎡ (約7.5m×約9.0m+約2.4m×約3.2m)

イ 現行の展示内容

- (ア) コミュニケーションロボット「Sota」
- (イ) 実験器具 (水力・風力・太陽光発電、手回し発電、ペダル式発電)
- (ウ) 水素発生・燃料電池実験装置
- (エ) ミニチュア水素カー
- (オ) VR動画 (川口ダム見学会、川口ダム周辺の紹介)
- (カ) 4K映像 (川口ダム紹介 (日本語・英語・中国語)、那賀町紹介、水素エネルギーPR等)
- (キ) 各種説明パネル

ウ 設備機器

- (ア) ハードウェア  
(内訳)  
コミュニケーションロボット「Sota」(2台)  
4Kモニタ (NEC LCD-X645UHD 1台)  
360度VRゴーグル (2台)
- (イ) 什器 (机、椅子、収納棚、各種実験器具、パネル)

(3) 玄関ホール

ア 室内寸法

約14㎡（約6m×約2.3m）

イ 現行の展示内容

- (ア) デジタルサイネージ（川口ダム紹介、館からのお知らせ等）
- (イ) ダムカード、ダムコースター展示
- (ウ) 科学等の学習パネル（イベント期間）
- (エ) 藍染杉ライトボックス

ウ 設備機器

- (ア) ハードウェア  
（内訳）  
モニター（NEC LCD-V323-2 3台）
- (イ) 什器（ライトボックス、パネル）

## 6 業務の内容

(1) コンテンツの企画・制作

以下ア～キの内容を踏まえ、各展示場所における展示内容を企画し、徳島県企業局（以下「発注者」という。）と協議の上、コンテンツを制作すること。

ア コンセプト

次代を担う子どもたちが、自然エネルギーの素晴らしさや大切さを楽しみながら学び、サステナブルな未来を実感できる魅力的なミュージアムの構築

イ ポイント

- (ア) 好奇心をかき立てる、インタラクティブかつイマーシブ体験型展示の展開
- (イ) 電気事業への理解や訴求力を高めるオリジナリティの発揮
- (ウ) 玄関ホール、環境学習室及び映像展示室の一体的運用による学習効果の向上

ウ ターゲット

学校教育課程で電気・エネルギーを学び始める時期である「小学校3・4年生」をメインターゲットとしつつ、未就学児から大人まで幅広い世代にも対応

エ エリア毎のテーマ

入館者の基本動線「玄関ホール⇒環境学習室⇒映像展示室」を踏まえ、それぞれに関連性をもたせながら自然エネルギーを体験・学習できること。

(ア) 玄関ホール

「興味・関心」の誘引

→ デジタルサイネージやパネル等による自然エネルギーの基礎情報のわかりやすい展示

(イ) 環境学習室

「理解・知識」の深化

→ 発電の仕組みが分かる情報展示や能動的に学べる発電アトラクションなど参加体験型の展示

(ウ) 映像展示室

「科学する心」の醸成

→ 自然エネルギーに関するクイズ・ゲームや水力発電の映像アトラクションなど探究心を刺激するメインコンテンツの展示

オ 同時体験人数

既存展示と同程度（最大約40人）を想定している。なお、団体利用（小学校の遠足等）にも対応できるものとする。

カ コンテンツの運用期間等

コンテンツは、10年以上の運用を想定していることから、一時的に話題性のあるテーマに特化しない内容とする。また、追加コンテンツの制作等改良が可能なものとする。

キ その他

(ア) コンテンツは、全ての入館者にとって分かりやすい、アクセシビリティに配慮したものとする。

(イ) 目的に合致したアイデアとして、本業務の予算内で自由に提案すること。

(2) コンテンツの運用に必要な機器等の整備

ア コンテンツの運用に必要な機器（パソコン（ソフトウェアを含む）、プロジェクター、音響機器等）及び什器（展示台、パネル等）の調達及び展示室への設置を行うこと。なお、機器等の選定、具体的な設置場所については、発注者と協議して決定する。

イ 映像コンテンツは、スクリーン投影、モニター等運用手法を問わない。また、機器の数や大きさ、形状も自由とし、効果的な運用手法・設備を提案すること。

ウ 各展示場所内に機器等一式が収まる設備とすること。

(3) 保守運用計画の提案等

ア コンテンツの保守運用計画（日常点検、定期点検等）を提案すること。

イ コンテンツは10年以上の運用を想定していることから、委託契約期間外に運用費用等が掛かる場合は、必要と思われる費用を計算し提示すること。なお、運用費用等が最小となるようコンテンツの設計を工夫すること。

ウ 令和9年2月以降に保守業務委託等が必要な場合は、別途契約を行う。

(4) 館内サイン計画及びPR計画の提案及び制作

ア 玄関ホールから環境学習室、映像展示室までの誘導サイン及び各室の入口サインについて、新たな掲示物やその手法を提案し、制作すること。

イ キービジュアル、ホームページ掲載を想定したショート動画、リーフレット等、施設のリニューアルをPRする広報物の計画を提案し、画像データ及び動画データを制作すること。なお、広報物の印刷は本業務に含めない。

※ 画像データは、ラスター形式（PNG等）及びベクター形式（AI等）とし、ベクター形式についてはアウトライン化前後の両バージョンを納品すること。3Dデータがある場合は合わせて納品すること。また、確認用としてPDF形式で別保存したデータを納品すること。

- ※ 動画データは、XAVC、MP4(50Mbps)とし、MP4については、YouTube にアップロード可能で、画像及び音声鮮明に視聴できる仕様で納品すること。また、フレームレートは 60fps とすること。
- ウ 館内サイン及び広報物の提案に当たっては、多言語対応を検討すること。

(5) 現地導入及び運用

ア 各展示場所において、コンテンツを正常に運用できるよう、セットアップや動作確認等を行うこと。また、運用機器の設定や館内サインの設置等も行うこと。実施時期については、発注者と協議・調整の上、決定すること。

なお、令和 8 年 8 月以降、川口ダム 2 号洪水吐ゲート巻上機取替工事を別途実施予定であり、令和 8 年 9 月から 10 月末までは施設の正面出入口付近を堤体補強用仮設設置や資機材置き場に使用する予定である。その仮設設置等期間中に施設を一時休館の上、現地導入等を行うこととするが、機器及び什器の搬入出の動線等については、必要に応じて工事の受注者及び発注者と協議・調整の上、決定すること。

イ 運用開始後は、不具合発生時に迅速に対応が可能な体制を構築するとともに、関係者に周知すること。また、不具合が発生した場合は、速やかに原因を調査し、改善するとともに、不具合報告書を提出すること。

(6) 既存コンテンツの撤去及び廃棄

ア 現在設置されている各種コンテンツを撤去及び廃棄すること。ただし、現行の機器等を活用する場合は、その限りでない。

イ ハードディスク及び各種メディアの撤去を行う場合は、敷地内において企業局職員立ち合いの元で、データの復元が完全に不可能となるよう物理破壊し、後日データ消去証明書を提出すること。

ウ 撤去した機器等については、産業廃棄物として法令等に基づき適切に廃棄処理し、後日廃棄に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃棄処分証明書及び証明写真を提出すること。

エ データ消去作業及び廃棄処理を委託する場合は、受託者が業者の選定及び手配をすること。

オ 廃棄処理は、産業廃棄物収集運搬業の許可を区域管轄の都道府県知事又は政令市長などから得ている業者が実施すること。

(7) その他

ア コンテンツの運用、機器の使用及び保守運用に必要なマニュアルの作成を行うこと。

イ 現地導入完了後、企業局職員に対しコンテンツの操作説明会を行うこと（1 回）。

ウ 成果物については、納入後 1 年間又はメーカー保証期間のいずれか長い期間を保証すること。

エ 制作過程で生ずる図面等の確認資料及び打ち合わせの議事録を作成し、業務進

行に関わる文書の記録と管理を行うこと。

## 7 委託業務の進め方

- (1) 業務の遂行に当たっては、発注者と十分な協議、調整を行いながら進めること。
- (2) 必要に応じて、発注者の指示により案を示し、確認を受けた上で業務を進めること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議して決定するものとする。

## 8 委託業務完了報告書等の提出

受託者は、年度ごとの委託業務完了後、速やかに発注者が指定する様式による委託業務完了報告書、委託業務に係る経費の明細書（任意様式）及び業務内容を記載した報告書（任意様式）を提出すること。

## 9 成果物（納品物を含む）、提出書類

- (1) 提出期限：令和8年3月31日

No.	名称	納品形態	数量	備考
1	コンテンツ企画書	電子データ	一式	
2	保守運用計画	電子データ	一式	
3	館内サイン計画	電子データ	一式	
4	PR計画	電子データ	一式	
5	委託業務完了報告書（令和7年度）	紙媒体	1部	
6	業務内容を記載した報告書（令和7年度）	紙媒体 電子データ	1部 一式	
7	業務に係る経費の明細書（令和7年度）	紙媒体 電子データ	1部 一式	
8	その他発注者が必要と認めるもの			

- (2) 提出期限：令和8年度において協議して定める日

No.	名称	納品形態	数量	備考
1	コンテンツ一式	電子データ等	一式	
2	コンテンツの運用に必要な機器及び什器	現物	一式	
3	コンテンツ運用マニュアル	電子データ	一式	
4	機器使用マニュアル	電子データ	一式	
5	機器一覧	電子データ	一式	
6	システム構成図	電子データ	一式	
7	広報用画像及び動画	電子データ	一式	
8	機器保証書等	紙媒体	一式	調達を行った場合

9	産業廃棄物管理票（マニフェスト）、廃棄処分証明書、データ消去証明書等	紙媒体	一式	廃棄処分を行った場合
10	その他発注者が必要と認めるもの			

(3) 提出期限：令和9年1月29日

No.	名称	納品形態	数量	備考
1	委託業務完了報告書（令和8年度）	紙媒体	1部	
2	業務内容を記載した報告書（令和8年度）	紙媒体 電子データ	1部 一式	
3	業務に係る経費の明細書（令和8年度）	紙媒体 電子データ	1部 一式	
4	その他発注者が必要と認めるもの			

※ 提出後に内容更新が発生する場合には、発注者と協議の上で、改訂履歴を記載し再提出すること。

※ 電子データの納品に関しては、原則として発注者が指定するオンラインファイル共有システム又は電子メールを使用して納品すること。また、電子データはWindows11の標準環境（Microsoft Office、Adobe Acrobat等）で読み込める形式であること。

## 10 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権等の取扱いには十分注意すること。著作権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 本業務の成果物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、発注者に帰属し、業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務に使用する映像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (4) 受託者は、本業務の成果物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 11 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。
- (2) 受託者は、本業務の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。

- (3) 受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。